

インターネットと人権

－被害者にも加害者にもならない努力－

佐藤佳弘

(株) 情報文化総合研究所、武蔵野大学大学院

はじめに

1. ネット人権侵害の現況

クイズ－人権侵害

- (1) 50 年前に描いた未来社会
- (2) たどり着いた現代社会
- (3) ハイテク犯罪の相談件数
- (4) ネット上の人権侵犯事件数
- (5) ハインリッヒの法則

2. ネット上での人権侵害

- (1) 名誉毀損
- (2) 侮辱
- (3) 信用毀損
- (4) 脅迫
- (5) さらし（個人情報、プライバシー）
- (6) ネットいじめ
- (7) 児童ポルノ
- (8) セクハラ
- (9) 部落差別

3. どうしたらいいの？

3.1 被害の申告

- (1) 全国共通人権相談ダイヤル (0570-003-110)
- (2) 常設人権相談所
- (3) 子どもの人権110番 (電話 0120-007-110)
- (4) 女性の人権ホットライン (電話 0570-070-810)
- (5) 外国人のための人権相談所
- (6) インターネット 人権相談受付 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)

3.2 掲載内容の削除

- －プロバイダ責任制限法

3.3 法的な手段

- (1) 親告罪という壁
 - (2) 被害者に対する法的な救済
 - －名誉毀損の救済
 - －侮辱の救済
 - －セクハラ等の救済
 - －プライバシー侵害の救済
- (参考) メールでの名誉毀損・侮辱

3.4 損害賠償の請求

- (1) 精神的被害に対する償い
 - －名誉の値段 (損害賠償額)
 - －名誉感情の値段 (損害賠償額)
 - －プライバシーの値段 (損害賠償額)
- (2) 裁判に関わる費用
 - －弁護士費用
 - －代償が大きい損害賠償請求

4. 安心・安全のネット社会へ

4.1 社会的な取り組み

(1) 自治体の取り組み

- －「有害」書き込み禁止条例（岡山市）
- －インターネットステーション（奈良県）
- －弘大ネットパトロール隊（青森県弘前市）

(2) 学校の取り組み

- －ネットパトロールの動き

(3) 警察庁の取り組み

- －サイバーパトロール
- －インターネット・ホットラインセンター

(4) 民間の取り組み例

- －モバゲータウン
- －mixi（ミクシィ）

4.2 技術的な取り組み

- －発信者の特定

4.3 今後の課題

クイズの答え

さいごに

ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ

佐藤佳弘（SATO, Yoshihiro）

E-mail: icit.sato@nifty.com

<http://www.icit.jp/>

（株）情報文化総合研究所 代表取締役所長
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14

クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

| No | 問題 | 答え |
|----|------------------------------------|----|
| 1 | ハイテク犯罪の相談の半分は、名誉毀損・誹謗中傷に関するものである。 | |
| 2 | インターネットを利用した人権侵犯事件は増えている。 | |
| 3 | ネット掲示板での悪口は、名誉毀損罪になることがある。 | |
| 4 | 人をバカにする発言は、罰金になることがあっても拘留されることはない。 | |
| 5 | メールにハートマークを使うとセクハラになることがある。 | |
| 6 | ネットで児童ポルノを収集して所持することは、禁止されていない。 | |
| 7 | プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる。 | |
| 8 | 被害者が告訴しなければ、名誉毀損罪や侮辱罪は成立しない | |
| 9 | 名誉毀損罪や侮辱罪の罰金は、被害者に渡されない。 | |
| 10 | メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。 | |

【拘留(こうりゅう)】1日以上 30 日未満の範囲で拘留所に収容すること。

【拘留所(こうちしょ)】被疑者、刑事被告人、死刑確定者、懲役受刑者を収容する法務省の施設。主として刑事裁判が確定していない者を収容する。